

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 5月21日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：21件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	連続ダスト放射線モニタ（原子炉建屋1階南側エリア用）の点検において、サンプリング流量計を清掃後に指示値不良が認められたため、当該流量計を交換	D	
2	1号機	主発電機密封油処理装置真空ポンプ（A）出口のドレン受容器内に汚れが認められたため、当該ドレン受容器を点検・清掃	対象外	
3	2号機	プロセス計算機にメモリの不具合によるエラー表示が認められたため、当該メモリを交換	D	
4	2号機	主タービン主要弁開度発信器（15台）の点検において、当該発信器内の配線の外被が劣化していたため、当該発信器を交換	D	
5	2号機	主低圧タービン（A）内部車室（下半）の浸透探傷検査において、内部溶接線に線状指示模様が認められたため、当該部を溶接補修	D	
6	2号機	主タービン湿分分離器（1）の浸透探傷検査において、内部溶接線に線状指示模様が認められたため、当該部を溶接補修	D	
7	2号機	主低圧タービン（A、B、C）の点検において、ノズルダイヤフラム（13・14段目、上下半（A、B、C））水平継手面に浸食が認められたため、当該継手面を修理	D	
8	2号機	非常用ディーゼル発電機（A）の排気管浸水警報装置検出配管の点検において、配管継手溶接部に溶接不良が認められたため、当該部を溶接補修	D	
9	2号機	残留熱除去海水系ポンプ（A）潤滑油ポンプ（1）の点検において、軸受油シール部より油のにじみが認められたため、当該部を修理	D	
10	2号機	残留熱除去系潤滑油ポンプ（A1）の出口圧力計に指示値不良（指示に固着）が認められたため、当該圧力計を点検・調整	D	
11	3号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置用冷水ポンプ（A）点検において、ケーシングスタットボルト・ナットに腐食による固着が認められたため、当該部を交換	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	3号機	計装用空気圧縮系機能検査において、圧力制御装置付きの小型弁の取付部よりエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
13	3号機	燃料装荷手順書を原子燃料集合体管理システムにて作成していた際、計算機間のデータ通信の不具合によるシステムエラーが発生したため、当該システムを点検・修理	D	
14	5号機	廃棄物処理系使用済樹脂貯蔵タンクレベル記録計の箱内ホルダ接続部に破損が認められたため、当該ホルダを交換	D	
15	5号機	原子炉格納容器圧力抑制室温度記録計に記録用紙送り不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
16	6号機	復水脱塩装置脱塩塔（No. 1）出口導電率計の検出元弁取付部に水のにじみが認められたため、当該部を修理	D	
17	6号機	原子炉格納容器内排気用フィルタの点検において、ユニット内パンチングプレート固定用ステーの溶接部（2/4箇所）に剥がれ及び破損が認められたため、当該部を修理	D	
18	6号機	廃品（構内保管のケーブル）の倉入れの数量確認をしたところ、1本不足していたため調査した結果、ケーブルの搬出の際に誤ってゴミとして回収していたため、対応検討	D	
19	6号機	定期事業者検査「蒸気タービン設備検査（M1）」の検査要領書に誤記が認められたため、当該箇所を訂正	D	5月22日再審議にてグレード変更対象外 → D
20	その他	海生物焼却設備脱臭炉メインバーナ入口重油第一入口電磁弁に重油のにじみが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
21	その他	使用済燃料共用プール冷却浄化系ろ過脱塩装置（A）の制御盤内での導電率計の校正において、制御用電源に一時的な停電が認められたため、原因を調査	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで